

一般質問は区民の声、真摯な回答を。

今回の答弁では、「ご指摘を受けるまでもなく・・・」「言われるまでもなく・・・」などの文言を多発しました（赤字の部分）。これは、「あなたになんか言われたくない」「言われなくてもちゃんとやっている（知らないのですか）」と、発言者を見下した区の姿勢を表すものです。わたしたちは、区民の声を代弁し区政に届けること、また、行政の姿勢をただすことが議員の役割だと考えています。区は、一般質問に対する答弁は、区民に対する区の姿勢であることを自覚するべきです。

以下質問と答弁です。

1.区長の基本姿勢について

【緊急事態条項】

Q:「憲法を変えるために、緊急事態条項を創設する」という動きが強まっている。大災害時に
おいて、現行憲法では「区民の命と財産」を守れないと考えるか。

A:（危機管理室長）区民の生命や財産を守ることはご指摘を受けるまでもなく、当たり前の話。区として、当然の責務であり、憲法改正とは全く関係ない。

【区政改革計画】

Q:「区政の改革に向けた資料」については「区長とともに練馬の未来を語る会」を6回開催した。区政改革計画素案については「語る会」が4回に減っている。昨年度の「語る会」を検証したか。なぜ減らしたのか。

A:（区長）練馬の未来を語る会は、自由参加のため、参加者が多く、発言が制限され、実質的な議論を深めることが困難だった。できるだけ多数の区民と、率直な意見交換する小集会で時間をかけて話し合う機会を増やしたい。

Q:これまで経費削減を目的とした委託・民営化と、職員削減で非正規雇用を増やし、サービス低下につながってきたことを指摘してきた。区政改革計画で委託・民営化を進めた先の区の役割とは何か。

A:（区政改革担当部長）民間の役割をきちんと評価しながら、適切な支援をおこなう。

2.防災について

Q:2015年度に「防災の手引」を全戸配布したが、配ったら終わりではなく関心を高める具体的な対策が必要。現状をどのように把握し、今後どのように取り組んでいくのか。

A:(危機管理室長) **ご指摘を待つまでもなく**、区民防災組織では活用して訓練に取り組んでいる。職員による出前講座においても、「手引」を踏まえた防災講話を実施している。

Q:区民が、自助・共助の防災意識を高め自ら支援する側として力を発揮できるように、随時情報を伝えることや、情報や意見を交換する機会を設ける必要がある。どのような取り組みをしているのか。

A:すべての小中学校を避難拠点と位置づけ、その運営に地域住民が主体的に参加する共助の仕組みを構築している。このような方々が情報交換できる「地域交流会」を開催、「ねりま防災カレッジ事業」においても意見交換できる機会を設けている。**ご指摘を受けるまでもない。**

Q:熊本地震では建物の倒壊によって、多くの方が屋外避難を余儀なくされた。密集地域には一時避難やがれき置き場として使うことができる、防災空地をつくるのが有効だと考える。空き家の実態調査後、所有者との確認が取れた場合、防災のための整備を検討すべきだが、区の考えは。

A:がれき置き場は既に都立公園などを利用することになっている。空き家についての具体的な対策は、実態調査を踏まえて検討する。

Q:避難拠点には哺乳瓶とアレルギー対応も含めた粉ミルク、調乳用の水が備蓄されているが、哺乳瓶の消毒や保管も考える必要がある。現在、その体制は整備されているか。

A:**ご指摘を待つまでもなく**、炊飯用のバーナーや釜で哺乳瓶の煮沸ができる環境が整っている。

Q:東日本大震災時に、欧米で普及している調乳不要で常温保存ができる液体ミルクが注目された。家庭内備蓄のために手軽に購入できるように、液体ミルクの開発・製造を国に働きかけることを要望するが、区の考えは。

A:災害時の輸入などについては、日本小児科学会などがかねてから国に要望しているので、区から国に働きかける考えはない。

Q:災害時や紛争時の人道的対応に関する最低基準をまとめた「スフィア基準」では、トイレの男女比は1対3が望ましいとされている。現在の避難拠点における設置状況は。また、性的マイノリティへの配慮はあるのか。

A:男女別に性別を考慮した配慮を言っている一方で、性的マイノリティにも配慮を言っているが、この関係がわからない。

Q:「スフィア基準」は行政や民間の支援団体の職員、ボランティア、地域で防災に取り組む人など多くの立場の人々が活用でき、分野・項目ごとに参照できるようになっている。「避難拠点運営の手引き」に明記するなど、情報共有し避難拠点運営に活かすべきだがどう考えるか。

A:高齢者や妊婦、障害者などの配慮が必要な避難者への対応は、「避難拠点運営の手引」に既に記載し、情報を共有している。

3.練馬区地域医療計画について

Q:計画には「5病院構想」として、順天堂大学附属練馬病院・練馬光が丘病院・練馬総合病院に加え、区内西部に200床以上の病院を新たに2つ増やし、その1つは500床以上の病院を整備することを最優先課題としてきた。「みどりの風吹くまちビジョン」と「アクションプラン」には、「5病院構想」という言葉さえ出てこないが、地域医療計画に位置づけられた「5病院構想」はどうなっているのか。

A:(地域医療担当部長)5病院構想の根幹は、急性期医療に加え、回復期や療養型の病床も

充実し、高齢社会にも対応したバランスの取れた医療環境を整えること。この基本的な考え方は変わっていない。病院を整備して病床増やすには多くの課題がある。言われるまでもなく、医療環境の充実に全力を尽くす。

Q:区はこれまで大泉学園町に建設中の新病院について、地域包括ケアシステムをすすめる病院と説明してきた。厚労省の推奨する「地域包括ケアシステム」とは、中学校区ほどの歩いていける範囲の日常生活の場のなかに医療・介護・予防・住まいなどのサービスが一体的に提供されることである。そのためには、外来をおこない、地域住民が頼れる病院が必要。新病院は地域に開かれるのか。

A:区との協定に基づき、地域の診療所や介護サービスの提供事業者と連携し、在宅療養患者およびその家族を支援する体制の構築・強化などに取り組む。外来については協議を進める。

Q:区内で早急に確保すべきなのは、急変時に対応する救急体制や丁寧な退院支援をおこなう地域の病院である。順天堂練馬病院、光が丘病院、練馬総合病院を、これからすすめる地域包括ケアシステムではどのように位置づけるのか。

A:（高齢施策担当部長）地域包括ケアシステムを構築するためには、切れ目のない医療・介護の提供が必要。急性期を脱した患者の方々が、引き続き適切な医療や介護を受けられるよう、退院調整に関わる様々な支援を行っている。かかりつけ医やケアマネジャーと連携し、在宅療養や急変時の対応を支援している。

4. 保育所の待機児童について

Q:今年度の4月の待機児童数は166人、しかし旧基準では399人と増えており、実態を表していない。新基準になって待機児童とみなされなくなった子どもたちへの対応をどのように考えるか。

A:（こども家庭部長）現在の保育サービスは認可保育所だけでなく、地域型保育事業や認証保育所、練馬こども園など多様なサービスが提供されている。

Q:認可保育所が不承諾となった潜在待機児童をきちんと把握し、その数も含めて増員しなければいつまでたっても解消には至らない。区の考えは。

A:新基準は実態を把握した妥当な基準。認可保育所に入所できなかった児童を潜在待機児童という認識は持っていない。待機児童ゼロ作戦に全力で取り組むことにより、各家庭のニーズに応じた、保育・教育サービスを選択できる環境が整っていくものと考えている。

Q:保育士の確保や保育料の格差是正についての具体的な対策についての、区の考えは。

A:私立保育所等の保育士確保については、すでに対策をとっている。保育料の格差解消は、認証保育所、練馬こども園等との保護者負担の均衡を図るとともに、低所得者へ配慮した保育料額の設定を考えている。

5.練馬区エネルギービジョンについて

Q：太陽光や太陽熱など再生可能エネルギー設備設置への補助など普及に取り組んでいるが、普及率の具体的な数値目標を示していない。練馬区の太陽光パネルによる発電可能量に対して実際は4%にとどまっている。太陽光発電の普及にどのように取り組んでいくのか具体的な目標値も含めて聞く。

A：（環境部長）普及率の目標は、技術革新やコストに大きく左右されるため、区として独自に設定するのは困難。具体的な良い方法があれば提案いただきたい。

Q：市民電力連絡会が作成した「市民発電所台帳2016」によると、市民が共同で太陽光パネルを設置する「市民発電所」が、区内では調布市33か所、多摩市11か所に次いで練馬区は世田谷区と同じ3位で7か所に増えている。事業者に対して既に公共施設の屋根貸しがおこなわれている調布市では、今年度から市民ファンドでパネルを設置するための屋根貸しも始める。市民との協働という観点から公共施設の屋根貸しについての考えを聞く。

A：公共施設の屋根の利用や貸出については、設備設置後の建物への影響や故障、破損した場合の日常管理の責任の所在、維持管理の負担など課題が大きいと考える。具体的な提案をいただければ、実現性の高い取組を区民の創意を活かして進めていく。

Q：区は低炭素社会の構築を掲げ、水素エネルギーの利用にも取組み始めた。水素エネルギーは温暖化を止めるエネルギーとして注目されているが、まだ研究の段階。費用や安全性などのマイナス面について十分な検証が必要だが、区の考えは。

A：製造コストや製造時に要するエネルギー量と温室効果ガス排出量の低減などの課題が大きいと認識しているが、今後の技術進展により低炭素社会実現に大きな役割を果たしていくものと考えている。

6.清掃工場について

Q：23区内の清掃工場で2010年からこれまで20回、水銀混入ごみによる稼働停止があり、そのうち3回が光が丘清掃工場です。2015年度の「練馬区一般廃棄物に関する調査報告書」によると、可燃ごみに混入したプラスチック類は約13%を占め、特にリサイクルできる容器包装プラスチックの混入は年々増えている。水銀だけでなく、プラスチックに含まれる有害化学物質も日常的に大気中に放出されていることを考えるとプラスチックの焼却はやめるべきだが、区の考えは。

A：清掃一部事務組合では必要な環境保全対策を行っており、清掃工場等の排ガスのダイオキシン類など有害物質の測定値は、基準値を大幅に下回っている。容器包装プラスチック以外のプラスチックの焼却を中止する考えはない。

Q：これから建て替えに入る光が丘工場は建設費が約403億円。練馬工場から2kmも離れていないところに膨大な費用をかけて同じ焼却施設を建てる必要があるのか見直すべき。ごみを出さない工夫や徹底した分別、生ゴミも燃やさず土に戻すことなど、できることを検証し、清掃工場は減らしていくことを考えるべきだが、区の考えは。

A：清掃一部事務組合では、ごみ量予測に基づき、焼却能力の確保などを考慮して清掃工場

の整備計画を定めている。光が丘工場の整備は確実に進めていく必要があると考える。

7.第3次練馬区住宅マスタープランについて

Q:区では、高齢者の自立支援のために住宅改修を助成する制度を設けているが、区営住宅ではいまだに「原状回復」の決まりを理由に、オーナーである区に相談することもできなかったという事例を聞いた。住宅マスタープランでは、相談機能の充実と住まいの確保のための支援策に取り組むことが明記されている。区営住宅における介護目的の浴槽改修は、福祉との連携で相談体制の改善を求めるが、区の考えは。

A: (技官) 区営住宅については、窓口を設けて住戸の改修も含めてさまざまな相談を受けている。相談できなかったとの指摘は理解できない。

8.羽田空港機能強化について

Q:国は、騒音の影響を軽減するために[飛行ルートの一部変更する案](#)を4月に発表した。この修正案に至る経緯や有効性など、区は、国からどのような説明を受けているのか。

A: (環境部長) 区が他自治体とともに、説明会の開催やスケジュールの開示など丁寧に説明するように国に求めてきた。この要請を受けて開催した説明会を踏まえて飛行経路の修正に至った。

Q:飛行ルート案を変更したといっても、落下物や事故の可能性がなくなるわけではなく、経済優先で命を軽んじる航空政策を容認することはできない。計画の白紙撤回を求めるべきでだが、区の考えは。

A:羽田空港の機能強化自体は、東京が世界の大都市間の競争に負けないため、また、都民の快適な航空利用環境を確保するために必要。やない議員も羽田空港を利用すると思うが、区としては、区民のために必要な主張を行いながら、都全体として必要な協力をする。

関越高架下では住民合意がないまま施設建設の工事が始まっている。区は、スポーツ関連スペースの工事現場の囲いに、「住民訴訟の判決文」と「裁判所の見解」を区の総意で貼ったとのこと。コミュニティを分断する区が「区民との協働」と言っても決して信頼関係は築けない。元我孫子市長の福嶋浩彦氏のように、「市民自治」を基本理念に、反対する住民のところにまず駆けつけ、自らが対応し合意点を見出すことに力を注ぐべき。「市民自治」を基本にした区政改革を求める。 以上